

千葉県報

号外
令和6年12月24日

主要目次

○ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	二
○ 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	二二
○ 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	二四
○ 保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	五〇
○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	五〇
○ 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例	五〇
○ 建築基準法施行条例の一部を改正する条例	五〇

条例のあらまし

○ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第四十号）（人事課）

一 改正の概要

- 人事委員会勧告に基づく給料表の改定（第一条、第三条及び第五条関係）
全給料表の給料月額を引き上げることとした。
- 人事委員会勧告に基づく諸手当の改定（第一条から第六条まで関係）
 - 期末手当及び勤勉手当について、次のとおり支給割合を改定することとした。
 - 令和六年度に係る十二月期の支給割合の引き上げ
 - 令和七年度以降に係る六月期及び十二月期の支給割合の配分の変更
 - 令和七年度以降に係る六月期及び十二月期の支給割合の配分の変更
 - 任期付研究員及び特定任期付職員に係る期末手当について、次のとおり支給割合を改定することとした。
 - 令和六年度に係る十二月期の支給割合の引き上げ
 - 令和七年度以降に係る六月期及び十二月期の支給割合の配分の変更

二 施行期日等

- 公布の日から施行することとした。ただし、一 二(一)(2)及び二(2)並びに三(二)について

ては、令和七年四月一日から施行することとした。

- 一 1については令和六年四月一日から、一 2(一)(1)及び二(1)並びに三(一)については同年十二月一日から適用することとした。

- 3 所要の経過措置を設けることとした。

- 4 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

○ 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十一号）（市町村課）

一 改正の概要

- 市町村への権限の移譲
 - 都市計画法等に基づく開発行為の許可等の権限を袖ヶ浦市に移譲することとした。（別表第四十二号関係）
 - 租税特別措置法に基づく優良宅地の認定の権限を袖ヶ浦市に移譲することとした。（別表第四十五号の二関係）
 - 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく中間検査等（開発許可を受けたときに係るものに限る。）の権限を市川市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市及び白井市に移譲することとした。（別表第四十七号関係）
- 権限の移譲対象市町村からの除外
 - 都市計画法等に基づく開発行為の許可の申請の受理等の権限について、移譲対象市町村から袖ヶ浦市を除外することとした。（別表第四十三号関係）
 - 租税特別措置法等に基づく優良宅地の認定に係る申請の受理等の権限について、移譲対象市町村から袖ヶ浦市を除外することとした。（別表第四十六号関係）
- 移譲事務の範囲の見直し
医師法等に基づく免許申請の受理等の権限について、当該申請等が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合の受理等に限り、移譲する事務に含めないこととした。（別表第八号から第十一号まで及び第十四号から第十九号まで関係）
- 宅地造成等規制法の一部改正に伴う経過措置について、規定の整備を行うこととした。（別表第四十八号関係）

二 施行期日等

- 令和七年四月一日から施行することとした。ただし、3及び5については公布の日から、一 1(三)及び4については令和七年五月二十六日までの間において規則で定める日から施行することとした。

2 所要の経過措置を設けることとした。

○ 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（条例第四十二号）（政策法務課）

一 改正の概要

1 次の手数料を新設することとした。（別表第一関係）

(一) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成又は特定盛土等工事許可申請手数料等五件

(二) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画認定申請手数料のうち、誘導仕様・計算併用法による場合の手数料六件

(三) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料のうち、住宅及び三百平方メートル未満の非住宅建築物に係る手数料二十二件

(四) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料のうち、誘導仕様・計算併用法による場合の手数料六件

2 次の手数料の額の改定等を行うこととした。（別表第一関係）

(一) 大麻草の栽培の規制に関する法律に基づく第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料

(二) 旅券法に基づく一般旅券の発給手数料

(三) 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業の免許又は免許の更新の申請手数料

(四) 建築基準法に基づく確認申請手数料等六件

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能認定申請手数料を廃止することとした。（別表第一関係）

4 宅地造成等規制法の一部改正に伴う経過措置に係る事務の手数料について、所要の規定の整備を行うこととした。（別表第一関係）

5 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 施行期日等

1 令和七年四月一日から施行することとした。ただし、一1(一)及び4については同年五月二十六日までの間において規則で定める日から、一2(一)については同年三月一日から、一2(二)については同月二十四日から、一5については公布の日から施行することとした。

○ 保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第四十三号）（健康福祉指導課）

一 改正の概要

1 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正により、救護施設及び更生施設において各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならないこととされたことに伴い、所要の改正を行うこととした。（第十九条及び第二十四条関係）

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 施行期日
公布の日から施行することとした。

○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第四十四号）（児童家庭課）

一 改正の概要

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正により、給付金として支払を受けた金銭の管理を行う施設に母子生活支援施設が新たに追加されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。（第十七条関係）

二 施行期日
令和七年一月一日から施行することとした。

○ 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第四十五号）（水質保全課）

一 改正の概要

排水基準を定める省令の一部改正により、排出水の汚染状態に係る項目が大腸菌群数から大腸菌数に変更され、その許容限度が改められたことに伴い、所要の改正を行うこととした。（別表第三及び別表第六関係）

二 施行期日
令和七年四月一日から施行することとした。

○ 建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第四十六号）（建築指導課）

一 改正の概要

建築基準法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第五十条の二関係）

二 施行期日
令和七年四月一日から施行することとした。

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第四十号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の六十八・七五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第二十条の四第二項第一号中「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項第二号中「百分の四十八・七五」を「百分の五十一・二五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第二十二條の五第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に改める。

第二十二條の六第二項中「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に改める。
別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一(第四条)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	給料月額									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
定年前任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	552,600
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400	
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300	
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000	
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400	
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700	
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200	561,800	
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200	563,100	
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100	
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100	565,000	
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500	565,900	
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700	566,800	
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100		
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600		
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100		
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200		
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300		
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500		
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700		
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700		
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600		
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500		
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400		
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200		
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100		
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800		
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300		
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000		
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600		
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400		
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第四項に規定する職員を除く。

別表第二(第四条)

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	給料月額								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
定年前再任用短時間勤務職務員以外の職員	1	211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	364,800	393,500	430,500
	2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500	395,300	432,300
	3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200	397,000	434,200
	4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900	398,700	436,100
	5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600	400,300	437,500
	6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200	401,800	439,100
	7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800	403,300	440,700
	8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400	404,800	442,100
	9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900	406,200	443,500
	10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500	407,800	445,200
	11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100	409,400	446,800
	12	236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	382,600	410,900	448,200
	13	238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	384,100	412,400	449,100
	14	240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	385,800	414,500	450,700
	15	242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	387,500	416,500	452,500
	16	244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	389,200	418,600	454,300
	17	245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	390,700	420,300	455,800
	18	247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	392,300	421,900	457,600
	19	248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	393,900	423,500	459,400
	20	250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	395,500	425,000	461,100
	21	251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	397,100	426,500	462,700
	22	253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	398,700	428,100	464,400
	23	254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	400,300	429,500	466,000
	24	256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	401,900	430,900	467,800
	25	257,900	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	403,400	432,000	469,300
	26	259,100	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	405,400	433,400	470,700
	27	260,300	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	407,400	434,900	472,200
	28	261,500	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	409,400	436,400	473,500
	29	262,700	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	410,900	437,700	474,700
	30	264,000	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	412,600	439,400	475,400
	31	265,300	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	414,200	441,000	476,100
	32	266,600	280,200	290,600	320,100	366,700	390,600	415,900	442,600	476,700
	33	267,900	281,400	291,100	321,100	368,100	392,300	417,500	444,000	477,200
	34	269,400	282,000	291,700	322,300	369,800	394,300	419,000	445,700	477,900
	35	270,700	282,600	292,200	323,500	371,500	396,200	420,500	447,400	478,500
	36	272,100	283,200	292,700	324,600	373,100	398,100	421,900	449,000	479,100
	37	273,100	283,700	293,200	325,700	374,700	399,800	423,100	450,400	479,400
	38	274,400	284,300	293,800	326,900	376,300	401,200	424,600	451,100	480,000
	39	275,700	284,900	294,400	328,100	377,900	402,400	426,100	451,800	480,500
	40	276,900	285,500	295,000	329,200	379,600	403,700	427,500	452,500	481,000

別表第三(第四条)

教育職給料表

教育職給料表(一)

134	基 準 給 料 月 額 円	362,000	基 準 給 料 月 額 円	383,200	基 準 給 料 月 額 円	310,600	基 準 給 料 月 額 円	324,900	基 準 給 料 月 額 円	348,600	基 準 給 料 月 額 円	384,200	基 準 給 料 月 額 円	416,200
	135	362,400	383,600	384,000	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200				
136	362,700	384,000												
137	363,000	384,300												
138	363,400	384,800												
139	363,900	385,300												
140	364,400	385,800												
141	364,700	386,100												
142	365,200													
143	365,700													
144	366,200													
145	366,500													

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

職 員 の 区 分	教育職給料表(一)			
	1 級 給料月額 円	2 級 給料月額 円	3 級 給料月額 円	4 級 給料月額 円
1	261,400	317,100	358,300	423,100
2	263,600	319,300	360,900	425,000
3	265,700	321,500	363,500	426,800
4	267,600	323,600	366,000	428,500
5	269,400	325,700	368,400	430,200
6	270,900	327,600	370,800	432,100
7	272,400	329,400	373,300	434,000
8	273,900	331,200	375,700	435,800
9	275,700	333,000	378,200	437,200
10	277,700	334,900	380,700	439,100
11	279,700	336,700	383,200	441,000
12	281,700	338,500	385,600	442,900
13	283,700	340,300	388,000	444,300
14	285,900	341,900	389,600	446,200
15	288,000	343,500	391,100	448,100
16	290,100	345,000	392,600	450,000
17	292,000	346,500	393,600	451,700
18	294,700	348,100	395,300	453,500
19	297,400	349,700	396,700	455,300
20	300,000	351,300	398,000	457,100
21	302,600	352,700	399,200	459,100
22	305,000	354,700	400,200	461,300
23	307,400	356,700	401,200	463,700
24	309,600	358,700	402,200	466,000
25	311,800	360,500	403,100	468,000
26	313,800	362,100	404,200	470,100
27	315,800	363,700	405,300	472,200
28	317,800	365,300	406,400	474,200
29	319,800	366,600	407,500	476,200
30	321,700	368,100	408,600	478,500
31	323,600	369,500	409,700	480,700
32	325,500	370,800	410,800	482,600
33	327,300	372,100	411,900	484,500
34	329,200	373,300	413,000	486,600
35	331,100	374,500	414,100	488,800
36	333,000	375,600	415,300	490,800
37	334,700	376,700	416,300	492,900
38	335,900	378,100	417,400	494,900
39	337,000	379,400	418,500	496,800

40	338,100	380,700	419,700	498,700	87	359,500	422,700	459,800	
41	338,700	382,000	420,600	500,700	88	360,100	423,000	460,100	
42	339,100	383,300	421,700	502,600	89	360,600	423,200	460,400	
43	339,500	384,600	422,800	504,300	90	361,000	423,400		
44	339,900	385,900	423,800	506,200	91	361,400	423,700		
45	340,500	387,200	424,800	508,100	92	361,800	424,000		
46	341,000	388,400	425,900	509,900	93	362,200	424,200		
47	341,500	389,600	427,000	511,700	94	362,600	424,500		
48	341,900	390,700	428,100	513,500	95	363,100	424,800		
49	342,300	391,800	429,100	515,200	96	363,500	425,100		
50	342,700	393,000	430,300	516,900	97	364,100	425,300		
51	343,100	394,100	431,500	518,700	98	364,600	425,600		
52	343,500	395,200	432,700	520,500	99	365,000	425,900		
53	343,900	396,300	433,400	522,000	100	365,500	426,100		
54	344,300	397,500	434,300	523,600	101	365,900	426,300		
55	344,700	398,700	435,200	525,300	102	366,400	426,600		
56	345,100	399,800	436,000	526,900	103	366,700	426,900		
57	345,500	400,800	436,800	528,500	104	367,100	427,100		
58	345,900	401,800	437,700	529,800	105	367,600	427,300		
59	346,300	402,800	438,600	531,100	106	368,000			
60	346,700	403,700	439,400	532,300	107	368,500			
61	347,100	404,900	440,100	533,500	108	369,000			
62	347,500	406,300	441,000	534,500	109	369,400			
63	347,900	407,700	442,000	535,500	110	369,900			
64	348,300	409,100	442,900	536,500	111	370,300			
65	348,700	409,900	443,800	537,100	112	370,700			
66	349,100	410,900	444,700	538,000	113	371,100			
67	349,500	411,900	445,700	538,900	114	371,500			
68	349,900	413,000	446,600	539,800	115	371,900			
69	350,300	413,900	447,600	540,700	116	372,300			
70	350,800	414,700	448,600	541,500	117	372,700			
71	351,200	415,500	449,500	542,200	118	373,100			
72	351,600	416,200	450,500	542,700	119	373,500			
73	351,900	416,900	451,400	543,400	120	373,900			
74	352,400	417,800	452,300	543,900	121	374,200			
75	352,800	418,600	453,200	544,700	122	374,600			
76	353,200	419,200	454,200	545,300	123	375,100			
77	353,600	419,800	455,000	545,800	124	375,400			
78	354,100	420,200	455,400		125	375,800			
79	354,600	420,500	456,000		126	376,300			
80	355,100	420,800	456,600		127	376,800			
81	355,600	421,100	457,200		128	377,200			
82	356,300	421,400	457,900		129	377,600			
83	357,000	421,600	458,200						
84	357,700	421,900	458,800						
85	358,300	422,100	459,200						
86	358,900	422,400	459,500						

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
	288,000	299,000	321,200	406,100

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

職員の 区分	職務 の級 号 給	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	1	202,800	221,300	298,200	323,900	413,600
	2	205,100	223,700	300,000	326,000	415,100
	3	207,400	226,100	301,800	328,100	416,600
	4	209,700	228,500	303,600	330,200	418,000
	5	211,900	230,900	305,400	332,200	419,300
	6	214,300	233,300	307,200	334,300	420,700
	7	216,500	235,700	309,000	336,400	422,100
	8	218,700	238,100	310,700	338,500	423,500
	9	220,900	240,500	312,400	340,500	424,900
	10	223,200	242,100	314,200	342,600	426,300
	11	225,400	243,700	316,000	344,700	427,700
	12	227,600	245,300	317,800	346,700	429,000
	13	229,900	246,900	319,700	348,700	430,300
	14	232,000	248,400	321,500	350,200	431,700
	15	234,100	249,800	323,300	351,700	433,100
	16	236,200	251,200	325,000	353,200	434,500
17	238,300	252,600	326,600	354,600	435,700	
18	240,200	253,800	328,500	356,000	437,000	
19	241,900	255,000	330,400	357,400	438,200	
20	243,500	256,200	332,300	358,800	439,500	
21	245,200	257,600	334,100	360,200	440,600	
22	246,400	258,800	336,100	361,500	441,700	
23	247,700	260,100	337,900	362,800	442,900	
24	249,000	261,400	339,700	364,100	444,100	
25	250,200	262,700	341,400	365,300	445,400	
26	251,200	264,500	343,100	366,600	446,600	
27	252,300	266,300	344,700	367,800	447,600	
28	253,400	268,100	346,300	369,000	448,700	
29	254,600	269,800	347,900	370,200	449,900	
30	255,900	272,000	349,200	371,400	450,700	
31	257,100	274,200	350,400	372,600	451,500	
32	258,300	276,400	351,600	373,700	452,400	
33	259,400	278,600	352,900	374,800	453,300	
34	260,600	280,800	354,300	376,000	453,800	
35	261,800	283,000	355,700	377,200	454,300	
36	263,000	285,100	357,000	378,300	454,800	
37	264,300	287,100	358,300	379,400	455,300	
38	265,500	289,000	359,700	380,600	455,800	
39	266,700	290,900	361,100	381,800	456,300	
40	267,900	292,700	362,400	382,900	456,800	
41	269,200	294,400	363,700	384,000	457,300	
42	270,400	296,300	365,100	385,200	457,800	

43	271,700	298,100	366,400	386,400	458,300	89	305,600	368,100	413,800	427,100
44	272,900	299,800	367,700	387,500	458,800	90	306,200	369,200	414,500	427,400
45	274,100	301,400	369,000	388,600	459,300	91	306,700	370,300	415,000	427,700
46	275,000	303,200	370,200	389,800	459,800	92	307,200	371,400	415,600	427,900
47	275,900	304,900	371,400	391,000	460,300	93	307,500	372,500	416,000	428,100
48	276,900	306,500	372,600	392,200	460,800	94	308,100	373,700	416,400	428,400
49	277,500	308,000	373,800	393,400	461,300	95	308,600	374,800	416,700	428,700
50	278,400	309,700	375,000	394,700		96	309,000	375,900	417,000	428,900
51	279,100	311,500	376,200	395,900		97	309,400	376,900	417,200	429,100
52	280,100	313,200	377,400	397,100		98	309,900	377,900	417,500	429,400
53	280,700	314,400	378,500	398,300		99	310,400	378,800	417,800	429,700
54	281,600	316,300	379,700	399,600		100	310,900	379,700	418,000	429,900
55	282,600	318,100	380,900	400,600		101	311,300	380,500	418,200	430,100
56	283,600	319,800	382,100	401,700		102	311,700	381,500	418,500	
57	284,100	321,400	383,200	402,900		103	312,100	382,400	418,800	
58	285,100	323,300	384,500	404,100		104	312,400	383,300	419,000	
59	286,100	325,000	385,800	405,300		105	312,600	384,100	419,200	
60	286,900	326,700	387,000	406,500		106	312,900	385,000	419,500	
61	287,400	328,400	387,900	407,600		107	313,200	385,900	419,800	
62	288,100	330,200	389,100	408,600		108	313,500	386,800	420,000	
63	288,900	332,000	390,100	409,900		109	313,700	387,600	420,200	
64	289,700	333,700	391,200	411,100		110	313,900	388,600		
65	290,500	335,400	392,000	412,300		111	314,200	389,500		
66	291,300	336,700	393,100	413,400		112	314,500	390,400		
67	292,000	338,000	394,100	414,500		113	314,700	391,000		
68	292,700	339,300	395,100	415,600		114	314,900	391,900		
69	293,500	340,800	396,200	416,600		115	315,100	392,800		
70	294,300	342,300	397,200	417,800		116	315,400	393,700		
71	294,900	343,800	398,300	419,000		117	315,700	394,500		
72	295,600	345,300	399,400	420,200		118	315,900	395,200		
73	296,100	346,700	400,400	420,800		119	316,200	396,000		
74	296,900	348,200	401,500	421,600		120	316,500	396,800		
75	297,600	349,700	402,600	422,300		121	316,700	397,400		
76	298,200	351,200	403,600	422,800		122	316,900	398,100		
77	298,800	352,600	404,500	423,100		123	317,100	398,800		
78	299,600	354,100	405,400	423,400		124	317,400	399,400		
79	300,200	355,600	406,400	423,800		125	317,700	400,000		
80	300,800	357,100	407,400	424,200		126	317,900	400,700		
81	301,400	358,500	408,200	424,500		127	318,100	401,200		
82	302,100	359,800	409,000	424,900		128	318,400	401,800		
83	302,700	361,100	409,700	425,200		129	318,600	402,400		
84	303,200	362,300	410,500	425,500		130	318,800	403,000		
85	303,700	363,500	411,200	425,800		131	319,100	403,500		
86	304,300	364,700	411,800	426,200		132	319,400	404,000		
87	304,800	365,900	412,500	426,500		133	319,600	404,300		
88	305,200	367,000	413,200	426,800		134	319,800	404,600		

別表第四(第四条)

研究職給料表

職員の区分	職務の級	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
定年前任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,900 円	233,900 円	311,600 円	355,400 円	399,900 円
	2	185,000	238,200	313,500	356,800	402,500
	3	186,200	240,900	315,400	358,200	405,100
	4	187,300	243,600	317,300	359,500	407,600
	5	188,400	246,200	319,100	360,700	409,700
	6	190,500	247,800	320,900	361,900	412,100
	7	192,600	249,300	322,700	363,100	414,500
	8	194,700	250,800	324,400	364,200	416,800
	9	196,800	252,300	326,100	365,300	419,100
	10	198,800	254,400	328,100	366,700	421,500
	11	200,800	256,500	330,100	368,000	423,900
	12	202,800	258,500	332,100	369,300	426,200
	13	204,800	260,500	333,900	370,600	428,500
	14	206,700	262,800	335,900	372,000	431,200
	15	208,600	265,100	337,800	373,400	433,900
	16	210,400	267,300	339,700	374,700	436,600
	17	212,100	269,500	341,500	376,000	439,100
	18	213,900	271,900	343,100	377,400	441,600
	19	215,700	274,300	344,700	378,800	444,100
	20	217,500	276,700	346,300	380,200	446,500
	21	219,300	279,000	347,900	381,600	448,900
	22	221,100	281,100	348,900	383,000	451,500
	23	222,800	283,200	349,900	384,400	454,100
	24	224,500	285,200	350,900	385,800	456,400
	25	226,200	287,200	352,000	387,200	458,600
	26	228,300	289,100	353,300	388,700	460,900
	27	230,200	291,000	354,500	390,100	463,400
	28	232,100	292,900	355,700	391,500	465,800
	29	234,000	294,800	356,900	392,900	468,300
	30	235,100	296,300	358,000	394,400	470,800
	31	236,200	297,800	359,100	395,900	473,300
	32	237,300	299,300	360,200	397,400	475,700
	33	238,700	300,800	361,300	398,900	478,000
	34	240,200	302,300	362,300	400,500	480,400
	35	241,700	303,800	363,300	402,100	482,800
	36	243,200	305,200	364,300	403,800	485,300
	37	244,700	306,600	365,200	405,000	487,700
	38	246,300	307,500	366,100	406,400	490,200
	39	247,900	308,400	366,900	407,800	492,600
	40	249,500	309,300	367,700	409,100	495,100

135	320,100	404,900			
136	320,400	405,200			
137	320,600	405,500			
138	320,800	405,800			
139	321,100	406,100			
140	321,400	406,400			
141	321,600	406,700			
142	321,800	407,000			
143	322,100	407,300			
144	322,400	407,600			
145	322,600	407,800			
146	322,800	408,100			
147	323,100	408,400			
148	323,400	408,600			
149	323,600	408,800			
150	323,800	409,100			
151	324,100	409,400			
152	324,400	409,600			
153	324,600	409,800			
154	324,800	410,100			
155	325,100	410,400			
156	325,400	410,600			
157	325,600	410,800			
158	325,800	411,100			
159	326,100	411,400			
160	326,400	411,600			
161	326,600	411,800			

備考
 1 この表は、高等学校、義務教育学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

任用期間勤務職員
 給料月額 円
 234,100

任期付職員
 給料月額 円
 252,600

基 準
 給料月額 円
 298,200

基 準
 給料月額 円
 306,900

基 準
 給料月額 円
 398,200

41	251,100	310,100	368,400	410,400	497,400				
42	252,600	310,600	369,200	411,700	499,600				
43	254,100	311,100	370,000	413,200	501,800				
44	255,600	311,600	370,800	414,700	504,000				
45	257,100	312,100	371,600	415,900	505,600				
46	258,400	312,600	372,400	417,100	507,100				
47	259,600	313,100	373,200	418,700	508,700				
48	260,800	313,600	374,000	420,200	510,200				
49	262,000	314,000	374,800	421,500	511,900				
50	263,100	314,500	376,100	422,900	513,300				
51	264,200	315,000	377,400	424,300	514,700				
52	265,300	315,500	378,600	425,700	516,200				
53	266,400	315,900	379,300	427,100	517,300				
54	267,500	316,400	380,300	428,500	518,500				
55	268,500	316,800	381,100	429,900	519,700				
56	269,500	317,200	381,800	431,300	520,900				
57	270,500	317,600	382,500	432,400	521,800				
58	271,200	318,000	383,200	433,700	522,800				
59	271,800	318,400	383,900	435,100	523,800				
60	272,400	318,800	384,600	436,400	524,800				
61	273,000	319,200	385,200	437,200	525,900				
62	273,600	319,800	385,900	438,000	526,800				
63	274,200	320,400	386,700	438,900	527,500				
64	274,800	321,000	387,500	439,800	528,200				
65	275,400	321,500	388,100	440,600	529,000				
66	276,000	322,100	388,900	441,400	529,800				
67	276,600	322,700	389,600	442,000	530,600				
68	277,200	323,300	390,300	442,800	531,400				
69	277,800	323,800	390,900	443,200	532,100				
70	278,500	324,400	391,600	443,800	532,900				
71	279,200	325,000	392,300	444,300	533,700				
72	279,900	325,600	393,000	444,800	534,500				
73	280,500	326,100	393,700	445,300	535,200				
74	281,200	326,800	394,300	445,900					
75	281,900	327,500	394,900	446,400					
76	282,600	328,200	395,600	446,900					
77	283,200	328,900	396,300	447,400					
78	283,900	329,600	396,800	448,000					
79	284,600	330,300	397,400	448,500					
80	285,200	331,000	398,000	449,000					
81	285,800	331,700	398,500	449,500					
82	286,500	332,500	399,100						
83	287,200	333,200	399,700						
84	287,800	333,800	400,200						
85	288,400	334,300	400,700						
86	289,100	334,800	401,200						

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。	基 準	基 準	基 準	基 準
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
87		289,800	335,200	401,700	
88		290,400	335,600	402,400	
89		291,000	335,900	402,800	
90		291,700	336,400		
91		292,400	336,800		
92		293,000	337,200		
93		293,600	337,500		
94		294,300	337,900		
95		294,900	338,300		
96		295,500	338,700		
97		295,800	339,200		
98		296,400	339,700		
99		297,000	340,200		
100		297,500	340,700		
101		298,000	341,200		
102		298,400	341,700		
103		298,800	342,200		
104		299,200	342,700		
105		299,600	343,100		
106		300,100	343,500		
107		300,600	344,000		
108		300,900	344,400		
109		301,100	344,900		
110		301,500			
111		301,800			
112		302,000			
113		302,300			
114		302,600			
115		302,900			
116		303,200			
117		303,500			
118		303,800			
119		304,000			
120		304,300			
121		304,600			

別表第五(第四条)

医療職給料表

職員の区分	医療職給料表(一)			
	1級	2級	3級	4級
職員の区分	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
給	円	円	円	円
1	291,400	370,000	426,700	484,400
2	293,700	372,600	428,700	486,200
3	296,000	375,100	430,700	488,000
4	298,200	377,600	432,600	489,800
5	300,300	380,100	434,500	491,600
6	303,800	382,800	436,100	493,300
7	307,300	385,500	437,700	495,000
8	310,700	388,100	439,300	496,700
9	314,100	390,200	440,900	498,400
10	317,600	392,700	442,700	500,500
11	321,000	395,200	444,500	502,600
12	324,400	397,700	446,300	504,700
13	327,800	400,300	448,100	506,700
14	331,300	403,000	449,900	508,600
15	334,700	405,600	451,700	510,700
16	338,100	408,100	453,500	512,700
17	341,500	410,500	455,100	514,600
18	344,600	412,700	457,100	516,600
19	347,700	414,800	459,000	518,600
20	350,800	416,900	460,900	520,400
21	354,000	419,000	462,300	522,200
22	357,100	420,500	464,100	524,000
23	360,200	422,000	465,900	525,800
24	363,200	423,500	467,700	527,600
25	366,200	424,900	469,500	529,200
26	368,500	426,400	471,300	531,000
27	370,800	427,900	473,100	532,800
28	373,000	429,300	474,900	534,600
29	374,900	430,700	476,700	536,200
30	376,600	432,200	478,500	538,000
31	378,300	433,700	480,300	539,800
32	380,100	435,100	482,100	541,500
33	381,900	436,500	483,900	543,100
34	383,700	438,000	485,800	544,900
35	385,300	439,500	487,700	546,600
36	386,700	440,900	489,600	548,300
37	388,100	442,300	491,500	549,800
38	389,600	443,700	493,200	551,400
39	391,100	445,100	495,000	552,800
40			392,600	446,500
41			394,100	447,900
42			394,800	449,300
43			395,400	450,700
44			396,100	452,100
45			397,000	453,500
46			397,600	454,900
47			398,200	456,300
48			398,800	457,700
49			399,400	459,100
50			399,900	460,800
51			400,400	462,400
52			400,900	464,000
53			401,400	465,600
54			401,800	466,800
55			402,200	468,000
56			402,600	469,100
57			403,000	470,100
58			403,400	471,100
59			403,800	472,000
60			404,200	472,800
61			404,600	473,500
62			405,000	474,200
63			405,400	474,900
64			405,800	475,500
65			406,100	476,200
66			476,900	528,700
67			477,500	529,400
68			478,100	530,300
69			478,400	531,200
70			479,000	532,000
71			479,700	532,900
72			480,400	533,800
73			480,800	534,600
74			481,400	535,500
75			482,100	536,400
76			482,800	537,100
77			483,200	537,900
78			483,800	538,800
79			484,400	539,700
80			484,900	540,600
81			485,400	541,400
82			485,900	542,300
83			486,400	543,200
84			486,900	544,100

85	487,300	544,900	441,400	基 準
				給料月額 円
86	487,800	545,800	441,400	基 準
				給料月額 円
87	488,200	546,700	441,400	基 準
				給料月額 円
88	488,700	547,600	441,400	基 準
				給料月額 円
89	489,200	548,400	441,400	基 準
				給料月額 円
90	489,800		441,400	基 準
				給料月額 円
91	490,400		441,400	基 準
				給料月額 円
92	490,800		441,400	基 準
				給料月額 円
93	491,300		441,400	基 準
				給料月額 円
94	491,900		441,400	基 準
				給料月額 円
95	492,500		441,400	基 準
				給料月額 円
96	493,000		441,400	基 準
				給料月額 円
97	493,500		441,400	基 準
				給料月額 円

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

職員の区分	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級	
	給料月額 円															
1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500	443,900								
2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800	446,500								
3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100	449,000								
4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400	451,600								
5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700	454,000								
6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300	456,500								
7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900	459,000								
8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500	461,500								
9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600	463,900								
10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800	466,300								
11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000	468,900								
12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200	471,300								
13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200	473,800								
14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200	475,300								
15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200	476,600								
16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200	477,900								
17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000	479,100								
18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900	480,400								
19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800	481,700								
20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600	483,000								
21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400	484,200								
22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000	485,600								
23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600	487,000								
24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100	488,200								
25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600	489,600								
26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900	490,900								
27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200	492,300								
28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500	493,700								
29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800	495,100								
30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000	496,200								
31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200	497,300								
32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300	498,400								
33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	438,500	499,500								
34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	439,600	500,400								
35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	440,800	501,300								
36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300	442,000	502,200								
37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400	443,100	503,200								
38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500	443,900									
39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600	444,300									
40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700	445,000									
41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500	445,500									
42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300	445,900									

医療職給料表(三)		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
職員の区分	給 料 号	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
定年前任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	381,000
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	383,600
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	386,300
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	388,900
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	391,100
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	393,300
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	395,600
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	397,900
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	399,800
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	401,900
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	404,100
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	406,300
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	408,200
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	410,200
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	412,300
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100	414,300
	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900	416,300
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900	418,500
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900	420,700
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900	422,800
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600	424,700
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700	426,600
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800	428,400
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800	430,300
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700	432,000
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300	433,600
	27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100	435,300
	28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900	436,900
	29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600	438,200
	30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300	439,500
	31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200	441,100
	32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900	442,600
	33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600	444,300
	34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300	445,900
	35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100	447,300
	36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800	448,700
	37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400	449,800
	38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100	451,100
	39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900	452,400
	40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700	453,800
	41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200	454,800
	42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700	455,500
43	264,800	281,500	304,500	326,200	359,700	415,200	456,300	
44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500	456,900	
45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600	457,800	
46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700	458,500	
47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800	459,300	
48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000	460,100	
49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300	460,800	
50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400	461,500	
51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600	462,200	
52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700	463,000	
53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900	463,800	
54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900	464,600	
55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000	465,300	
56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100	466,000	
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100	466,800	
58	273,000	288,800	318,400	342,300	378,500	431,600	467,500	
59	273,400	289,300	319,400	343,400	379,500	432,200	468,200	
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600	468,800	
61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200	469,500	
62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700	470,200	
63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100	470,800	
64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600	471,500	
65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100	472,200	
66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500	472,800	
67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800	473,400	
68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100	474,000	
69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500	474,600	
70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300	436,900	475,200	
71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000	437,200	475,800	
72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600	437,500	476,400	
73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300	437,900	477,000	
74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800	438,300	477,600	
75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400	438,600	478,200	
76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900	438,900	478,800	
77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300	439,300	479,400	
78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900	439,700	479,800	
79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400	440,000	480,200	
80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700	440,300	480,600	
81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000	440,700	481,000	
82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500	441,100	481,400	
83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900	441,500	481,800	
84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200	441,900	482,200	
85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500	442,300	482,600	
86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000	442,700	483,000	
87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500	443,100	483,400	
88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900	443,500	483,800	

別表第六(第四条)

海事職給料表

職員の区分	職務の級	給料月額						
		1級	2級	3級	4級	5級		
定年前任用 短時間勤務 事務職員及 主任職務 以外 の職員	1	218,800	276,000	314,700	353,500	385,600	410,900	442,800
	2	222,000	277,800	315,900	355,300	387,400	411,800	443,400
	3	225,200	279,500	317,000	357,000	389,100	412,700	444,000
	4	228,400	281,200	318,100	358,700	390,700	413,600	444,600
	5	231,600	282,900	319,200	360,400	392,300	414,500	445,100
	6	234,700	284,400	320,300	361,900	394,400	415,400	445,400
	7	237,800	285,800	321,400	363,300	396,500	416,300	445,900
	8	240,800	287,300	322,400	364,600	398,500	417,200	446,300
	9	243,800	288,800	323,400	365,600	400,500	421,800	450,900
	10	246,700	290,300	324,800	367,300	402,500	421,500	450,300
	11	249,500	291,700	326,400	369,000	404,500	422,300	451,900
	12	252,300	293,100	328,000	370,700	406,500	422,700	452,600
	13	255,100	294,500	329,900	372,200	408,500	423,100	453,300
	14	258,000	295,900	331,500	373,900	410,600	423,400	453,700
	15	260,800	297,300	333,100	375,600	412,700	423,900	454,000
	16	263,400	298,700	334,700	377,200	414,800	424,500	454,300
	17	266,000	300,100	336,400	378,800	416,800	425,000	454,500
	18	267,400	301,500	338,000	380,300	418,200	425,600	454,900
	19	268,800	302,800	339,600	381,800	419,600	426,200	455,200
	20	270,200	304,100	341,200	383,300	421,000	426,800	455,500
	21	271,600	305,400	342,700	384,800	422,400	427,400	455,700
	22	272,800	306,200	343,500	386,200	423,700	428,000	456,000
	23	274,000	307,000	344,300	387,500	425,000	428,300	456,300
	24	275,100	307,700	345,100	388,800	426,200	429,500	456,500
	25	276,200	308,400	345,900	390,300	427,400	429,800	456,700
	26	276,800	309,100	346,700	391,900	428,600	430,000	456,700
	27	277,300	309,800	347,500	393,500	429,800	430,600	456,700
	28	277,800	310,500	348,300	395,100	430,900	431,100	456,700
	29	278,300	311,200	349,100	396,700	431,900	431,700	456,700
	30	278,700	311,800	349,900	398,200	433,000	432,200	456,700
	31	279,100	312,400	350,700	399,600	434,100	432,700	456,700
	32	279,500	313,000	351,500	401,000	435,200	433,300	456,700
	33	279,900	313,600	352,200	402,400	436,200	433,900	456,700
	34	280,300	314,200	353,000	403,700	437,100	434,200	456,700
	35	280,700	314,800	353,800	404,900	438,000	434,800	456,700
	36	281,000	315,300	354,500	406,100	438,900	435,400	456,700
	37	281,300	315,800	355,200	407,300	439,800	435,900	456,700
	38	281,600	316,300	355,900	408,400	440,700	436,300	456,700
	39	281,900	316,800	356,600	409,400	441,600	436,800	456,700
	40	282,200	317,200	357,300	410,400	442,400	437,500	456,700
41	282,500	317,600	358,000	411,200	443,200	438,000	456,700	
42	282,800	318,000	358,700	412,000	444,000	438,500	456,700	
43	283,100	318,400	359,300	412,700	444,600	439,000	456,700	
44	283,400	318,800	360,000	413,600	445,100	439,500	456,700	
45	283,700	319,200	360,800	414,500	445,600	440,000	456,700	
46	284,000	319,600	361,600	415,400	446,100	440,500	456,700	
47	284,300	320,000	362,300	416,300	446,600	441,000	456,700	
48	284,600	320,400	363,000	417,200	447,100	441,500	456,700	
49	284,900	320,800	363,700	418,000	447,600	442,000	456,700	
50	285,200	321,200	364,500	418,900	448,100	442,500	456,700	
51	285,500	321,600	365,300	419,800	448,600	443,000	456,700	
52	285,700	321,900	366,100	420,500	449,100	443,500	456,700	
53	285,900	322,200	366,900	421,100	449,600	444,000	456,700	
54	286,200	322,500	367,900	421,500	449,900	444,300	456,700	
55	286,500	322,800	368,800	421,800	450,200	444,600	456,700	
56	286,700	323,100	369,500	421,800	450,500	444,900	456,700	
57	286,900	323,400	370,100	422,100	451,200	445,200	456,700	
58	287,200	323,700	371,000	422,300	451,900	445,500	456,700	
59	287,500	324,000	371,900	422,700	452,600	445,800	456,700	
60	287,700	324,200	372,700	423,100	453,300	446,100	456,700	
61	287,900	324,400	373,200	423,400	453,700	446,300	456,700	
62	288,200	324,700	373,600	423,900	454,000	446,500	456,700	
63	288,500	325,000	373,900	424,500	454,300	446,700	456,700	
64	288,700	325,200	374,200	425,000	454,500	446,900	456,700	
65	288,900	325,400	374,500	425,600	454,700	447,100	456,700	
66	289,100	325,700	374,900	426,200	454,900	447,300	456,700	
67	289,300	326,000	375,200	426,700	455,200	447,500	456,700	
68	289,600	326,200	375,500	427,200	455,500	447,700	456,700	
69	289,900	326,400	375,700	427,800	455,700	447,900	456,700	
70			376,000	428,300	456,000	448,100	456,700	
71			376,300	428,900	456,300	448,300	456,700	
72			376,600	429,500	456,500	448,500	456,700	
73			376,900	430,000	456,700	448,700	456,700	
74			377,100	430,600	456,900	448,900	456,700	
75			377,500	431,100	457,100	449,100	456,700	
76			377,800	431,700	457,300	449,300	456,700	
77			378,100	432,200	457,500	449,500	456,700	
78			378,600	432,700	457,700	449,700	456,700	
79			379,100	433,300	457,900	449,900	456,700	
80			379,500	433,900	458,100	450,100	456,700	
81			379,900	434,200	458,300	450,300	456,700	
82			380,300	434,800	458,500	450,500	456,700	
83			380,800	435,400	458,700	450,700	456,700	
84			381,300	435,900	458,900	450,900	456,700	
85			381,700	436,300	459,100	451,100	456,700	
86			382,200	436,800	459,300	451,300	456,700	
87			382,600	437,500	459,500	451,500	456,700	

別表第七(第四条)

福 祉 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	給料月額					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
定年前再任用短時間勤務職員	1	199,600	246,200	284,700	302,400	335,000	373,400
	2	201,300	248,300	285,500	303,700	336,900	376,000
	3	203,000	250,300	286,300	305,000	338,700	378,300
	4	204,700	252,300	287,100	306,200	340,500	380,500
	5	206,300	254,300	287,800	307,400	342,200	382,400
	6	207,900	255,900	288,800	309,000	343,900	384,700
	7	209,500	257,500	289,700	310,600	345,500	386,800
	8	211,100	258,800	290,600	312,200	347,200	388,800
	9	212,700	260,300	291,500	313,800	348,800	390,800
	10	214,500	261,500	292,400	315,500	350,500	393,100
	11	216,300	262,600	293,300	317,000	352,100	395,300
	12	217,400	263,700	294,200	318,500	353,700	397,500
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員	13	218,500	264,800	295,000	319,700	355,200	399,700
	14	219,700	265,900	296,000	321,100	356,900	402,000
	15	220,900	267,000	297,200	322,500	358,500	404,200
	16	222,000	268,100	298,300	323,900	360,100	406,500
	17	223,100	269,200	299,500	325,300	361,700	408,300
	18	224,100	270,100	300,600	326,800	363,500	410,200
	19	225,100	271,000	301,700	328,200	365,000	412,100
	20	226,100	271,800	302,800	329,600	366,600	413,900
	21	227,100	272,400	303,900	331,000	368,000	415,700
	22	228,500	273,100	305,000	332,600	369,600	417,500
	23	229,800	273,900	306,100	334,200	371,200	419,300
	24	231,100	274,600	307,100	335,700	372,700	421,100
25	232,400	275,600	308,100	337,200	374,600	422,700	
26	233,700	276,500	309,100	338,800	376,500	424,200	
27	235,000	277,400	310,100	340,400	378,400	425,700	
28	236,200	278,300	311,100	341,900	380,200	427,200	
29	237,400	279,300	312,100	343,400	381,700	428,700	
30	238,400	280,200	313,100	344,900	383,500	430,000	
31	239,400	281,100	314,100	346,400	385,200	431,300	
32	240,400	282,000	315,100	347,900	386,800	432,500	
33	241,400	282,900	316,100	349,400	388,500	433,700	
34	242,400	283,700	317,200	351,000	389,900	435,000	
35	243,300	284,600	318,300	352,600	391,300	436,300	
36	244,200	285,500	319,400	354,100	392,700	437,500	
37	245,100	286,500	320,500	355,300	394,100	438,700	
38	246,000	287,500	321,600	356,800	395,300	439,500	
39	246,900	288,500	322,700	358,300	396,500	440,300	
40	247,700	289,400	323,800	359,800	397,500	441,100	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

88	383,000	438,200	388,700	385,300	385,300
				385,300	385,300
89	383,500	438,400	387,200	385,700	385,700
				385,700	385,700
90	384,000		387,700	386,000	386,000
				386,000	386,000
91	384,500		388,100	386,400	386,400
				386,400	386,400
92	385,000		388,700	386,900	386,900
				386,900	386,900
93	385,500		389,300	387,400	387,400
				387,400	387,400
94	386,000		390,000	388,000	388,000
				388,000	388,000
95	386,500		390,700	388,700	388,700
				388,700	388,700
96	387,000		391,400	389,400	389,400
				389,400	389,400
97	387,500		392,100	390,100	390,100
				390,100	390,100
98	388,000		392,800	390,800	390,800
				390,800	390,800
99	388,500		393,500	391,500	391,500
				391,500	391,500
100	389,000		394,200	392,200	392,200
				392,200	392,200
101	389,500		394,900	392,900	392,900
				392,900	392,900

134	283,200					
135	283,600					
136	283,900					
137	284,100					
138	284,400					
139	284,700					
140	285,000					
141	285,200					
142	285,400					
143	285,600					
144	285,900					
145	286,300					
146	286,500					
147	286,800					
148	287,100					
149	287,400					
150	287,600					
151	287,900					
152	288,100					
153	288,400					
定期 前再 任用 短時 間勤 務職 員	205,800	245,600	260,100	293,600	320,600	362,700
任期 付職 員	220,900	238,800	275,100	287,400	310,000	336,100

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で、人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の七十一・二五」を「百分の七十」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十」に改める。
 第二十条の四第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の五十一・二五」を「百分の五十」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十」に改める。
 第二十二條の五第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に改める。
 第二十二條の六第二項中「百分の百七・五」を「百分の百五」に改める。
 （任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年千葉県条例第五十二号）の一部

を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	414,000
2	475,000
3	538,000
4	621,000
5	722,000
6	824,000

第五条第三項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	346,000
2	382,000
3	410,000

第六条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七・五」を「百分の百七十五」に改める。

第四条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。
 （任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第五条 任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年千葉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

第八条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十五」に改める。

盛土又は切土をする土地の面積が五千方メートルを超過するもの	盛土又は切土をする土地の面積が七千方メートルを超過するもの	盛土又は切土をする土地の面積が四千方メートルを超過するもの	盛土又は切土をする土地の面積が二千方メートルを超過するもの	盛土又は切土をする土地の面積が一万平方メートルを超過するもの	盛土又は切土をする土地の面積が五千方メートルを超過するもの
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
九万三千円	十四万九千円	二十万三千円	三十六万五千円	五十一万五千円	六十六万五千円
土石の堆積工事許可申請手数料					
第十二条 第一項の規定による宅地造成等(土石の堆積に限る。)に関する工事の許可の申請に対する審査					
盛土又は切土をする土地の面積が十平方メートルを超過するもの	盛土又は切土をする土地の面積が五千方メートルを超過するもの	盛土又は切土をする土地の面積が二千方メートルを超過するもの	盛土又は切土をする土地の面積が千平方メートルを超過するもの	盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超過するもの	盛土又は切土をする土地の面積が三百平方メートルを超過するもの
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
六十六万五千円	一万四千円	一万六千円	二万円	二万九千円	二万九千円

- イ 五百平方メートル以内の面積 一万二千元
- ロ 五百平方メートルを超え千平方メートル以内の面積 二万千元
- ハ 千平方メートルを超え二千平方メートル以内の面積 三万千元
- ニ 二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の面積 四万七千元
- ホ 五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の面積 六万七千元
- ヘ 一万平方メートルを超え二万平方メートル以内の面積 十一万円
- ト 二万平方メートルを超え四万平方メートル以内の面積 十七万円
- チ 四万平方メートルを超え七万平方メートル以内の面積 二十五万円
- リ 七万平方メートルを超え十万平方メートル以内の面積 三十四万円
- ヌ 十万平方メートルを超える面積 四十二万円

別表第一宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下この項において「改正法」という。）に基づくものの項宅地造成工事計画変更許可申請手数料の目の摘要第二号中「面積に応じ、宅地造成工事許可申請手数料の目」を「前号イからヌまでに掲げる面積に応じ、当該イからヌまでに」に改め、同表建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に基づくものの項構造計算適合性判定通知手数料の目第十八条第四項本文の規定による構造計算適合性判定の通知に対する審査（第七十七条の三十五の二十一第一項の規定により知事が構造計算適合性判定の業務を行う場合を含む。）の節中「第十八条第四項本文」を「第十八条第五項本文」に改め、同項工事完了通知手数料の目第十八条第十六項の規定による工事の完了の通知に対する検査の節、第八十七条の四において準用する第十八条第十六項の規定による工事の完了の通知に対する検査の節及び第八十八条第一項又は第二項において準用する第十八条第十六項の規定による工事の完了の通知に対する検査の節中「第十八条第十六項」を「第十八条第二十項」に改め、同項特定工程工事完了通知手数料の目第十八条第十九項の規定による特定工程の工事終了の通知に対する検査の節中「第十八条第十九項」を「第十八条第二十八項」に改め、同項検査済証の交付を受ける前における計画の通知に係る建築物等の仮使用認定申請手数料の目中「第十八条第二十四項第一号」を「第十八条第三十八項第一号」に改める。

第二条 使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第一建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に基づくものの項確認申請手数料の目第六条第一項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による

九千元

確認の申請に対する審査の節中「五千円」を「九千元」に、

を

一万九千元

に、「一万四千元」を「三万三千元」に、「五百平方メートル」

を「三百平方メートル」に、「一万九千元」を「四万三千元」に、「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「三万四千元」を「七万七千元」に、「四万八千元」

十四万円

二十八万円

を「十万円」に、

に、「二十四万円」を「四

十一万円」に、「四十六万円」を「八十万円」に改め、同節の摘要第一号中「摘要の二」を「次号」に改め、同節の摘要第三号中「摘要の四」を「次号」に改め、同節の摘要に次の一号を加える。

五 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十

三号) 第十一条第一項ただし書の適用を受ける場合(建築物のエネルギー消費性能の向上等に關する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号) 第二条第一項第一号に該当する場合に限る。) の確認申請手数料の額は、表に定める額に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に關する法律に基づくものの項建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の目第十一項又は第十二条第二項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による額を加算した額とする。

別表第一建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号) に基づくものの項確認申請手数料の目第八十七条の四において準用する第六条第一項の規定による確認の申請に対する審査の節中「九千円」を「二万二千元」に、「四千元」を「八千元」に、「五千元」を「一万元」に、「三千元」を「六千元」に改め、同目第八十八条第一項又は第二項において準用する第六条第一項の規定による確認の申請に対する審査の節中「八千元」を「二万円」に、「四千元」を「八千元」に改め、同項完了検査申請手数料の目第七条第

一項の規定による完了検査の申請に対する審査の節中

一 万円

を

に、「二万二千元」を「二万八千元」に、「一万六千元」を「三万

二万二千元

床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの	一件につき	二万二千元
-----------------------	-------	-------

八千円」に、

え、五平方メートル以内のもの	床面積の合計が五百平方メートルを超えるもの	一件につき	三万六千元
----------------	-----------------------	-------	-------

を

に、「五万円」を「十一万円」に、「十二万

床面積の合計が二百平方メートル以内のもの	床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの	一件につき	八万六千元
床面積の合計が二百平方メートル以内のもの	床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの	一件につき	五万三千元

床面積	の合計	が二百	平方	メートル
一件につき	き			
五	万			円

五千元」を「三万五千元」に、

円」を「十七万円」に、「十九万円」を「二十七万円」に、「三十八万円」を「五十五万円」に、「九千元」を「二万九千元」に、「二万千元」を「二万五千元」に、「一万

平方	メートル	以内	のもの

床面積	の合計	が二百	平方	メートル	を超過	を	平方	メートル	以内	のもの
一件につき	き									
二	万									千
										円

を

を「五十四万円」に改め、同目第八十七条の四において準用する第七条第一項の規定による完了検査の申請に対する審査の節中「二万三千元」を「三万六千元」に、「八千元」を「二万円」に改め、同目第八十八条第一項又は第二項において準用する第七条第一項の規定による完了検査の申請に対する審査の節中「九千元」を「二万二千元」に改め、同項中間検査申請手数料の目中「九千元」を「一万九千元」に、「一万千元」を「二万五千元」に、「一万五千元」を「三万千元」に、「五百平方メートル」を「

円」を「十六万円」に、

十八	万	円
----	---	---

を

二十	六	万	円
----	---	---	---

に、「三十七万円」

床面積	の合計	が三百	平方	メートル	を超過	を	平方	メートル	以内	のもの
一件につき	き									
八	万									三
										千
										円

に、「四万七千元」を「十万円」に、「十一万

三百平方メートル」に、「二万円」を「四万円」に、「五百平方メートルを」を「三百平方メートルを」に、「三万三千元」を「五万七千元」に、「四万五千元」を「七万七千元」に、「十万円」を「十五万円」に、「十六万円」を「二十六万円」に、「三十三万円」を「五十四万円」に改め、同項計画通知手数料の目第十八条第二項(第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知に対する審査の節中「五

千円」を「九千円」に、

「九千円

を

「一万九千円

に、「二万四千元」

を「三万三千元」に、「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「二万九千円」を「四万三千元」に、「五百平方メートルを」を「三百平方メートルを」に、「三万四千元」を「七万七千元」に、「四万八千元」を「十万円」に、

「十四万円

を

「二十八万円

に、「二十四万円」を「四十一万円」に、

「四十六万円」を「八十万円」に改め、同節の摘要第一号中「摘要の二」を「次号」に改め、同節の摘要第三号中「摘要の四」を「次号」に改め、同節の摘要に次の一号を加える。

五 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第二項ただし書の

適用を受ける場合(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第一号に該当する場合に限る。)の計画通知手数料の額は、表に定める額に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づくものの項建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の目第十一条第一項又は第十二条第二項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による額を加算した額とする。

別表第一建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)に基づくものの項計画通知手数料の目第八十七条の四において準用する第十八条第二項の規定による計画の通知に対する審査の節中「九千円」を「二万二千元」に、「四千元」を「八千元」に、「五千元」を「一万円」に、「三千元」を「六千元」に改め、同目第八十八条第一項又は第二項において準用する第十八条第二項の規定による計画の通知に対する審査の節中「八千円」を「二万円」に、「四千元」を「八千円」に改め、同項工事完了通知手数料の目第十八

条第二十項の規定による工事の完了の通知に対する検査の節中

「一万円

を

「二万二千元

に、「二万二千元」を「二万八千元」に、「一万六千元」を「三万

床面積の合計が二百平方メートルを超え、五	一件につき	二万二千元
----------------------	-------	-------

円」を「五十四万円」に改め、同目第八十七条の四において準用する第十八条第二十項の規定による工事の完了の通知に対する検査の節中「一万三千元」を「三万六千元」に、「八千元」を「二万円」に改め、同目第八十八条第一項又は第二項において準用する第十八条第二十項の規定による工事の完了の通知に対する検査の節中「九千元」を「二万二千元」に改め、同項特定工程工事終了通知手数料の目中「九千元」を「一万九千元」に、「一万千元」を「二万五千元」に、「二万五千元」を「三万千元」に、「一万九千五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「二万円」を「四万円」に、「五百

万円」を「十六万円」に、

	十八万円
を	
	二十六万円

に、「三十七万

え、三百平方メートル以内のもの	床面積の合計が三百平方メートルを超え、千
	メートル以内のもの
	一件につき
	八万三千元

に、「四万七千元」を「十万円」に、「十一

誘導物の建築	延べ面積が二百平方
仕様の積	延べ面積が二百平方
基準の積	延べ面積が二百平方
誘導物の建築	延べ面積が二百平方

十四条第一項」に、

誘導物の建築	延べ面積が二百平方メートル未満のもの	誘導物の建築	延べ面積が二百平方メートル未満のもの
延べ面積が二百平方メートル未満のもの	延べ面積が二百平方メートル未満のもの	延べ面積が二百平方メートル未満のもの	延べ面積が二百平方メートル未満のもの
延べ面積が二百平方メートル未満のもの	延べ面積が二百平方メートル未満のもの	延べ面積が二百平方メートル未満のもの	延べ面積が二百平方メートル未満のもの
延べ面積が二百平方メートル未満のもの	延べ面積が二百平方メートル未満のもの	延べ面積が二百平方メートル未満のもの	延べ面積が二百平方メートル未満のもの

平方メートルを」を「三百平方メートルを」に、「三万三千元」を「五万七千元」に、「四万五千元」を「七万七千元」に、「十万円」を「十五万円」に、「十六万円」を「二十六万円」に、「三十三万円」を「五十四万円」に改め、同表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）に基づくものの項低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の目第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の節中「（平成二十七年法律第五十三号）第十五条第一項」を「第

を

合場るよに法用併算計・様仕導誘				合場るよに			
一方百が面延物建築	も満ル一方百が面延物建築	も上ル一方百が面延物建築	も上ル一方百が面延物建築	も満ル一方百が面延物建築	も満ル一方百が面延物建築	も上ル一方百が面延物建築	も上ル一方百が面延物建築
トメ平二積ベの	トメ平二積ベの	トメ平二積ベの	トメ平二積ベの	トメ平二積ベの	トメ平二積ベの	トメ平二積ベの	トメ平二積ベの
き 一件につ		き 一件につ		き 一件につ			
二万八千円		二万五千円		一万九千円			

に、

仕導誘
延物建築
ベの
き 一件につ
三万二千円

も上ル
のの以

合場るよに準基様仕導誘			
面延物建築	も満ル一方千上ル一方百が面延物建築	も満ル一方百が面延物建築	も満ル一方百が面延物建築
積ベの	のの未トメ平二以トメ平三積ベの	のの未トメ平三積ベの	のの未トメ平三積ベの
き 一件につ		き 一件につ	き 一件につ
十万千円		五万六千円	三万二千円

合場るよに準基様								
方千上ル1方千が面延物建 メ平五以トメ平二積ベの築	も満ル1方千上ル1方千が のの未トメ平二以トメ平三積	も満ル1方百が面延物建 のの未トメ平三積						
き 一件につ		き 一件につ						
十 万 千 円		五 万 六 千 円						
を								
よに法用併算計・様仕導誘								
建築	も満ル1方百が面延物建 のの未トメ平三積ベの築	も満ル1方千上ル1方千が のの未トメ平五以トメ平二						
一 件 に つ	き 一件につ	き 一件につ						
八 万 四 千 円	五 万 円	十 五 万 二 千 円						
<table border="1" style="margin-left: auto;"> <thead> <tr> <th>も上ル1方千が面延物建 のの以トメ平五積ベの築</th> <th>も満ル1 のの未ト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>き 一件につ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>円 十五万二千</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			も上ル1方千が面延物建 のの以トメ平五積ベの築	も満ル1 のの未ト	き 一件につ		円 十五万二千	
も上ル1方千が面延物建 のの以トメ平五積ベの築	も満ル1 のの未ト							
き 一件につ								
円 十五万二千								
合場る								
面延物建 積ベの築	も満ル1方千上ル1方千が面延物建 のの未トメ平五以トメ平二積ベの築	も満ル1方千上ル1方百が面延物 のの未トメ平二以トメ平三積ベの						
き 一件につ	き 一件につ	き						
千 円 二十一 万二	円 十四万五千							

		等住共 宅同	
		合るに基仕 場よ準様	
一方千上ル	一方百が面延物建	も満ル一方百が面延物建	も上ル一方百が面延物建
トメ平二以	トメ平三積べの築	のの未トメ平三積べの築	のの以トメ平二積べの築
	き 一件につ		き 一件につ
	五万六千円		三万七千円
に用算・仕 よ法併計様			
が面延物建	も上ル一方千が面延物建	も満ル一方千上ル一方千が面延物建	も満ル
三積べの築	のの以トメ平五積べの築	のの未トメ平五以トメ平二積べの築	のの未
き 一件につ	き 一件につ	き 一件につ	
五 万 円	円 十五万二千		十 万 千 円

				合 る 場			
1方千上ル1方千が面延物建	も満ル1方千上ル1方百が面延物建	も満ル1方百	も満ル1方百	も満ル1方百	も満ル1方百	も満ル1方百	も満ル1方百
トメ平五以トメ平二積ベの築	のの未トメ平二以トメ平三積ベの築	のの未トメ平	のの未トメ平	のの未トメ平	のの未トメ平	のの未トメ平	のの未トメ平
き 一件につ	き 一件につ						
円 十四万五千						八万四千円	
場 他 そ 合 の の							
上ル1方百が面延物建	も満ル1方百が面延物建	も上ル1方千が面延物建	も上ル1方千が面延物建	も上ル1方千が面延物建	も上ル1方千が面延物建	も上ル1方千が面延物建	も上ル1方千が面延物建
二以トメ平三積ベの築	のの未トメ平三積ベの築	のの以トメ平五積ベの築	のの以トメ平五積ベの築	のの以トメ平五積ベの築	のの以トメ平五積ベの築	のの以トメ平五積ベの築	のの以トメ平五積ベの築
き 一件につ	き 一件につ	き 一件につ	き 一件につ	き 一件につ	き 一件につ	き 一件につ	き 一件につ
円 十一万二千						千円 二十一万二	
場 他 そ 合 の の							

倉庫、工場、			
ルモ建			
物の建築	も上ル1方千が面延物建 のの以トメ平五積べの築	も満ル1方千上ル1方千が面延物建 のの未トメ平五以トメ平二積べの築	も満ル1方千 のの未トメ平
き 一件につ	き 一件につ	き 一件につ	
一万九千円	千円 二十七万三	十九万千円	
うと物建住定、いにの下物建住る供みのる定事てと用すにれ他そ)い「築宅非特にお項こ(以築宅非すにのめが知し途る類らこの			
場よB基築 合るに準物			
二以トメ平が面延物建	のの未トメ平上ル1方百が面延物建	も満ル1方百が面延物建	のの未トメ平三積べ
千上ル1方千積べの築	のの未トメ平上ル1方千以トメ平三積べの築	のの未トメ平三積べの築	
き 一件につ	き 一件につ	き 一件につ	
三万七千円		二万六千円	

建築物の延べ面積が5千平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	建築物の延べ面積が2千平方メートル以上5千平方メートル未満のもの	建築物の延べ面積が1千平方メートル以上2千平方メートル未満のもの	建築物の延べ面積が1千平方メートル未満のもの
き 一件につき	き 一件につき	き 一件につき	き 一件につき
十四万円		九万三千円	
その他			
建築物の延べ面積が1万平方メートル以上2万平方メートル未満のもの	建築物の延べ面積が5千平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	建築物の延べ面積が2千平方メートル以上5千平方メートル未満のもの	建築物の延べ面積が1千平方メートル未満のもの
き 一件につき	き 一件につき	き 一件につき	き 一件につき
二万三千円	千円 二十一万五	円 十七万三千	

平二以トメ平が面延物建	のの未トメ平上ル一方百が面延物建	も満ル一方百が面
方千上ル一方千積ベの築	も満ル一方千以トメ平三積ベの築	のの未トメ平三積
き 一件につ	き 一件につ	
四万二千円	三万円	
ル一方万上ル一方千が面延物建	も満ル一方千上ル一方千が面延物建	のの未トメ
未トメ平一以トメ平五積ベの築	のの未トメ平五以トメ平二積ベの築	も満ル一
き 一件につ	き 一件につ	
円 十四万七千	九万九千円	

<p>築宅非特定 物建住定</p>			
<p>基準ルモ 準物建デ</p>			
面延物建 積べの築	も上ル1方千万が面延物建 のの以トメ平五二積べの築	も満ル1方千万上ル1方万が面延物建 のの未トメ平五二以トメ平一積べの築	も満 のの
き 一 件に つ	き 一 件に つ	き 一 件に つ	
八万五千 円	千 円 二十 二万 四		十八万 千 円
<p>う。と物建住般、いにの下物建住の以 い。い、築宅非一てお項こ(以築宅非外 場よB 合るに</p>			
メ平二以トメ平が面延物建 1方千上ル1方千積べの築	のの未トメ平上ル1方百が面延物建 のの満ル1方千以トメ平三積べの築	も満ル1方百が のの未トメ平三	
き 一 件に つ	き 一 件に つ		
円 十四万二千		十 万 八 千 円	

満ル一方万上ル一方千が面延物建	も満ル一方千上ル一方千が面延物建	のの未ト	
の未トメ平一以トメ平五積べの築	のの未トメ平五以トメ平二積べの築	も満ル	
き 一件につ	き 一件につ		
三十万円	二十三万円		
場他その			
合のの			
が面延物建	も上ル一方千万が面延物建	も満ル一方千万上ル一方万が面延物建	もの
三積べの築	のの以トメ平五二積べの築	のの未トメ平五二以トメ平一積べの築	
き 一件につ	き 一件につ	き 一件につ	
円 二十二万千	千円 四十二万三	円 三十六万千	

トメ平二以トメ平が面延物建 ル一方千上ル一方千積べの築	のの未トメ平上ル一方百が面延物建 も満ル一方千以トメ平三積べの築	も満ル一方百 のの未トメ平
き 一件につ	き 一件につ	
千円 三十五万八	千円 二十七万七	

も満ル一方万上ル一方千が面延物建 のの未トメ平一以トメ平五積べの築	も満ル一方千上ル一方千が面延物建 のの未トメ平五以トメ平二積べの築	のの未 も満
き 一件につ	き 一件につ	
千円 六十二万九	円 五十一万千	

建築物エネルギー消費性能 別表第一建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づくものの項建築物 エネルギー消費性能適合性判定手数料の目第十二条第二項又は第十三条第三項の規定に よる建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の節を削り、同目の次に次のよう に加える。		
	建築物の延べ面積が二万五千平方メートル以上のもの	建築物の延べ面積が二万五千平方メートル未満のもの
	七十四万三千円	八十四万八千円
	一件につき	一件につき
第十一条第二項又は第十二条第三項の規定による建築 第十一条第一項又は第		

確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	十二条第二項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の節に掲げる区分に区別、それぞれ同節額の欄に定める額に二分の一を乗じて得た額
誘導建築物の延べ面積が二平方メートル以上のもの	誘導建築物の延べ面積が二平方メートル以上のもの	誘導建築物の延べ面積が二平方メートル以上のもの
一件につき 一万七千円	一件につき 一万七千円	一件につき 一万七千円
誘導建築物の延べ面積が二平方メートル以上のもの	誘導建築物の延べ面積が二平方メートル以上のもの	誘導建築物の延べ面積が二平方メートル以上のもの
一件につき 一万九千円	一件につき 一万九千円	一件につき 一万九千円

誘導仕様基準
建築物延床面積が300平方メートル以上
1件につき
32,000円

準による場合	
建築物延床面積が100平方メートル以上のもの	建築物延床面積が100平方メートル未満のもの
1件につき	
19,000円	

を

誘導仕様・計算併用法による場合		
建築物延床面積が100平方メートル以上のもの	建築物延床面積が100平方メートル以上200平方メートル未満のもの	建築物延床面積が200平方メートル以上のもの
1件につき	1件につき	
28,000円	25,000円	

に、

準による場合		
建築物延床面積が1,000平方メートル以上1,500平方メートル未満のもの	建築物延床面積が1,500平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	建築物延床面積が2,000平方メートル以上のもの
1件につき	1件につき	
100,000円	56,000円	

を

合場るよに準基様仕導誘	
上ル1方百が面延物建 二以トメ平三積べの築	も満ル1方百が面延物建 のの未トメ平三積べの築
き 一 件に つ	き 一 件に つ
五 万 六 千 円	三 万 二 千 円

も上ル1方千が面延物建 のの以トメ平五積べの築	も満 のの
き 一 件に つ	
円 十 五 万 二 千	

導誘			
物建 の築	も上ル1方千が面延物建 のの以トメ平五積べの築	も満ル1方千上ル1方千 のの未トメ平五以トメ平二積べの築	も満ル1方千 のの未トメ平
き 一 件に つ	き 一 件に つ	き 一 件に つ	
五 万 円	円 十 五 万 二 千	十 万 千 円	

に改め、同項建築物エネルギー消費性能向上

途として知事が認めるもののみ供するものである場合にあっては特定非住宅建築物と、その他の場合にあっては一般非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。

十 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、当該建築物について前号の規定により算定した建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額に相当する額に二分の一を乗じて得た額とする。

別表第一建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づくものの項の摘要第六号中「係る」の下に「建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は」を加え、同号を同項の摘要第七号とし、同項の摘要中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項の摘要第五号中「第一条第一項第二号イ(3)及びロ(3)」を「第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)」に改め、同号を同項の摘要第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 誘導仕様・計算併用法とは、省令第十条第二号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法をいう。

六 仕様・計算併用法とは、省令第一条第一項第二号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法をいう。

別表第一建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)に基づくものの項中「(平成二十八年国土交通省令第五号)」を削り、「第十一条」を「第十三条」に、「第十二条第一項又は第十三条第二項」を「第十一条第一項又は第十二条第二項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表第一建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)に基づくものの項の改正規定及び附則第五項の規定 公布の日

二 第一条中別表第一大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十四号)に基づくものの項の改正規定 令和七年三月一日

三 第一条中別表第一旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)に基づくものの項の改正規定及び同表高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)に基づくものの項の改正規定 令和七年三月二十四日

四 第一条中別表第一所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三号)に基づくものの項の次に加える改正規定及び同表宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号。以下この項において「改正法」という。)に基づくものの項の改正規定 令和七年五月二十六日までの間において規則で定める日(経過措置)

2 第一条の規定(別表第一旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)に基づくものの項の改正規定に限る。)による改正後の使用料及び手数料条例別表第一旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号。以下この項において「法」という。)に基づくものの項の規定は、前項第三号に規定する日以後にされる一般旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた一般旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和五年法律第八十四号。以下「改正法」という。)附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第一条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十四号)第二条第四項に規定する大麻草採取栽培者の免許の有効期間内において、当該大麻草採取栽培者が附則第一項第二号に規定する日(附則第五項において「第二号施行日」という。)以後に第一条の規定(附則第一項第二号に掲げる改正規定に限る。附則第五項において同じ。)による改正前の使用料及び手数料条例別表第一大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十四号)に基づくものの項大麻草採取栽培者登録変更手数料の目及び大麻草採取栽培者免許証再交付手数料の目の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項又は第十八条第三項若しくは第四項(これらの規定を第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付を受けた者であつて、建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、建築設備の設置又は工作物の築造の工事に着手しているものに係る確認申請手数料、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料、計画通知手数料、工事完了通知手数料及び特定工程工事終了通知手数料の規定の適用については、第二条の規定による改正後の使用料及び手数料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。(適用)

5 この条例の公布の日から第二号施行日までの間に改正法附則第七条の規定により改正法第二条の規定の施行前に同条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第五条第一項の免許の申請を行う場合の第一条の規定による改正前の使用料及び手数料条例別表第一大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十四号)に基づくものの項の規定の適用については、同項中「大麻草の栽培の規制に関する法律」とあるのは「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和五年法律第八十四号)附則第七条の規定により同法第二条の規定の施行前に行う同条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律」と、「大麻草採取栽培者免許申請手数料」とあるのは「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」と、「七千八百円」とあるのは「二万九千九百円」とする。

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第四十三号

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 事業授産施設(第四十条)」を「第七章 事業授産施設(第四十条) 雑則(第四十一条)」に改める。

第十九条に次の一項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第二十四条第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第二項中「第二項」の下に「及び第六項」を加える。

第二十五条第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。
本則に次の一章を加える。

第八章 雑則

(電磁的記録)

第四十一条 救護施設等及び事業授産施設は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定により書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)により行わなければならないとされているもの(規則で定めるものに限る。)については、規則で定めるところにより、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第四十四号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「乳児院」の下に「母子生活支援施設」を加える。

附則

この条例は、令和七年一月一日から施行する。

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第四十五号

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例(昭和五十年千葉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

別表第三(一) 第一種水域の表大腸菌群数の項、別表第三(二) 第二種水域の表大腸菌群数の項及び別表第三(三) 第三種水域の表大腸菌群数の項を次のように改める。

大腸菌群数	全業種	八〇〇	八〇〇
別表第三の備考第一号ただし書中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に、「一立方センチメートルにつき個」を「一ミリリットルにつきコロニー形成単位」に改める。			
別表第六大腸菌群数の項を次のように改める。			
大腸菌群数	全業種	八〇〇	八〇〇
別表第六の備考第一号ただし書中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に、「一立方センチメートルにつき個」を「一ミリリットルにつきコロニー形成単位」に改める。			

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第四十六号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例(昭和三十六年千葉県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第五十条の二第一項中「第六条第一項第四号」を「第六条第一項第三号」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

購読料

本号

一部

一五六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八